

平成27年3月20日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

平成27年第1回松島町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 危機管理監兼 環境防災班長併任 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
震災復興対策監	小松良一君
参事兼産業振興班長	伊藤政宏君

参 事 兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千 葉 繁 雄 君
建 設 課 参 事	赤 間 春 夫 君
参事兼総務管理班長	太 田 雄 君
水道事業所施設班長	中 條 宣 之 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第5号)

平成27年3月20日(金曜日) 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 一般質問
- 〃 第 3 議案第47号 工事委託に関する協定の締結について
- 〃 第 4 議案第48号 工事委託に関する変更協定の締結について
- 〃 第 5 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 【古浦・名籠・銭神漁港用地嵩上げ工事】
- 〃 第 6 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 【長田地区避難施設建設工事】
- 〃 第 7 議案第51号 平成26年度松島町一般会計補正予算(第10号)について
- 〃 第 8 議案第52号 平成27年度松島町一般会計補正予算(第1号)について
- 〃 第 9 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

多賀城市 [REDACTED] です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2番赤間幸夫議員。

〔2番 赤間幸夫君 登壇〕

○2番（赤間幸夫君） それでは、通告に従いまして、ただいまから質問させていただきます。

まず、1点目でございます。平成12年度に介護保険制度が導入され、平成27年4月1日から第6期の高齢者福祉計画・介護保険計画がスタートします。この計画におけます人口の将来推計値では、今後3年の総人口を1万4,532人と推計し、うち65歳以上の高齢者人口は5,324人。高齢化率としては37%に近い36.6%と推計されております。実に10人に4人近い高齢者の予測というふうになっておるのでございます。

このようなことから、第1点目の質問になりますが、第6期高齢者福祉計画・介護保険計画におけます高齢者を取り巻く現状と、そして予測される課題について、町長はどのように認識しておられるかということについてお尋ねさせていただきます。よろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町の高齢化率、65歳以上の方の割合ですけれども、平成16年で24.8%だったものが、10年後の平成26年では33.7%と、10年間で約9%、人数にして920人増

加しているということでございます。高齢者のいる世帯を見ると、高齢者のみの世帯の割合もふえておまして、今後高齢者の単身世帯が増加していくというふうなことが考えられるというふうに思います。

第6期の計画では、元気な高齢者につきましては、支えられる側ではなくて支える側というふうに位置づけまして、元気な高齢者が健康状態を維持増進できるような施策や、地域の中での助け合い、支え合いができるシステムの構築というものを目指してまいりたいと考えております。

松島町では、今後の10年間で高齢化率が40%近くなるであろうということが推計されるわけですけれども、元気な高齢者の方々が、いかに生き生き活躍できる場、機会、そういったものを提供していけるかが、今後の高齢者の施策といったものの鍵を握るというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ただいま答弁いただきましたように、私もさきの全員協議会でいただきました松島町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画の素案を通して見させていただいております。今定例会の総括でちょっと触れさせていただきましたが、先月末から今月中旬にかけてということで、町民の皆様に対してパブリックコメントを出されておると。町民の皆様からどのような意見が出されているのか、楽しみに待っておりますが、何か見ますと、町民の皆さんからは意見は出なかったというふうな内容でネット配信されておるようです。

今、町長から答弁いただきました。確かに元気な高齢者、これは最後のほうでもちょっと触れたいと思っていましたが、松島町にとって今後、最大の介護制度を維持していくときの力になるのは、元気な高齢者の力によるところが大きいんだろうなというふうに思います。いずれ後ほどに触れていきたいと思いますが、今、介護保険計画における高齢者の現状と課題ということで、それに対応した町側の姿勢を町長から答弁いただきましたが、ちょっとここで人口的な推移と要介護認定者の出現率、そういったものをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

平成27年から第6期の介護保険計画がスタートするわけでございますが、平成27年における総人口は1万4,834人、高齢者人口は5,168人と、既に平成27年時点で34.8%の高齢化率。さらに、これに対します要介護認定者の出現状況を見ますと、高齢者数5,168人に対して856人の要介護者数が発生するだろうという予測で、16.6%の出現率となっております。この6期の介護保険計画が終わる平成29年度で見ますと、実に高齢者人口では36.6%、先ほどちょ

っと触れましたが36.6%。高齢者に対する、1号被保険者になりますけれども、同数字になりますけれども、5,324人に対して要介護者の発生人数は928人と見ておられ、実に17.4%の介護認定者の発生出現率というふうに見ています。

今介護保険計画に当たっての最大特徴点は、中長期にわたって将来予測をした中で進めていくという捉え方をしていますので、実に今後10年後の平成37年での推計値を見させていただきますと、総人口で1万3,038人と。その時点での高齢者人口で見ますと5,300人、高齢化率としては実に40.9、40.7%ですか。そうなるというふうな数値データ。さらには、この時点におきます要介護認定者数といたしましては、1,104人。高齢者人口で割り返しますと、実に出現率としては20.8人。5人に1人の要介護認定者が発生するだろうと予測されておるわけでございます。

さらに、もう1つ、高齢化率が進むことによって要注意なのは、先ほど町長が答弁されましたように、人口の減少と反して、やはり高齢者人口はますます右肩上がり増加していきまうということでありまして、寝たきりの高齢者や認知症などを抱えた要介護認定者、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加は、当然予測されるところでございます。

このことが持つ意味というのが、よくよくずっと考えてみますと、介護保険制度、それはとりもなおさず財源的には、税と保険料で賄われるわけですが、特別会計に置かれているゆえんでありますが、あくまで財源確保の方策を保険料で賄っていくというスタイルになるわけですから、今後右肩上がりにこの保険料も値上げの方向にたどっていくんだろうなど、容易に予測できるものです。

さらに、福祉予算は扶助費でありますから、義務的経費に属して、新たなサービスの設定と対象者の増加とサービスの充実などによって膨張していくというふうには、これはある学識、大学の教授なんかがお話ししている内容でありまして、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。

ちなみに、松島町では、平成27年度におきます介護給付費並びに予防給付費のトータル額は13億90万8,000円ほどの見込みで見られます。平成26年度末から見ますと、平成26年度ではその総給付費は12億3,062万9,000円と見えていますから、実に5.7%の上昇を見ているわけです。さらに、この介護保険制度の最終年になります平成29年で見ますと、総介護給付額は16億4,867万5,000円となって、平成26年に計画策定された第6期のスタートに合わせたもので見ますと、実に4億1,804万6,000円の増加で、33.9%の伸びを示すわけでございます。

こういった介護保険制度の維持には、やはり先ほど町長が述べられましたように、元気な高

齢者の比率をできるだけ現行より落とさないで、むしろ高めていくというふうな考え方。それとあわせまして、今後、平成37年、つまりは現段階で団塊の世代の皆さんが全て後期高齢者になるまでには、こういった問題に着実に町として施策を打っていく必要があるということでございます。

次に、第2点目の質問に入っております。

第5期計画との主な相違点と高齢者への介護サービスの想定される影響はということでございます。

今回の制度改正は、今も申し上げましたとおり、2025年に団塊の世代が75歳を迎えるなど、少子高齢化が進展していく中で、要支援者等の高齢者が多様な生活支援のニーズに地域全体で終えていくために、予防給付の訪問介護、通所介護について、これまでの全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる、いわゆる相互事業への移行とすることになったということでもあります。

そしてまた、予防給付の見直しとあわせ、既存の介護サービス事業者によるサービス提供は、これはもちろんでございますが、地域住民や元気な高齢者がみずから担い手として積極的に参加する支援事業を実施主体である市町村が創意工夫のもとに円滑に実施できるようになったということでもありますから、この2点目の質問に対して、町はどのようにサービスでの想定をされて、その影響をどういうふうに捉えているのかということをお伺いしたいのです。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今、議員がおっしゃったように、予防給付については大分変わっていくことが決まっております。この制度の改正は、やはり国の主な目的は、介護給付の削減でありまして、ただ町民にとりましては要介護認定に1カ月時間を要していたところが、窓口で相談してチェックリストの結果でサービスが提供できるというところで、利用者にとっては迅速にサービスが利用できるというメリットとか、あと必ずしも専門職によらないサービスとかが選択できるため、これまでより利用者の費用負担が少なくなったりするといったメリットとかもあります。特に今お年寄りが困っているごみ出しだったりとか、買い物だったりとか、それから電球の交換だったりとかというのは、今の現状のサービスでは提供できないところではありますが、そういったちょっとしたサービスが虚弱な

高齢者にとって使えるようになるので、今の介護保険制度よりも使い勝手が少しはよくなるのではないかなとは思っています。

でも、現在、町には今専門業者以外のサービス提供主体が育っておりませんので、今後の町の役割は、この制度が完全に移行する平成29年4月までに多様なサービス主体が育つように支援していくこと等が必要であると考えております。

それで、前にもお話ししたんですけれども、平成27年度から松島町では介護予防生活支援サービス基盤整備のための協議体というのを設置しまして、町内の各組織、企業と協議を進める予定であります。まずは、この2年間で体制を整えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 最後、協議会結成をされ、この最終年である平成29年に向かって体制を整えをされるという答弁であろうかと思えます。

町の介護サービス事業の展開を見ておきますと、やはりまだまだ介護サービスの体制づくりという部分では、何というんですかね、町側の体制、それから事業者さん側の体制、そういったものが求められるし、事業者さん側に至っては、介護報酬の実質は値上げのような形に表面は見えますけれども、介護事業所の経営者側から見れば、当然いろんな雇用手だてというんですかね。そういったものを苦慮して経営等に苦慮する場面もたびたび出てくるんだろうなど、これは容易に予測できるわけですが、そういった中であっても、介護サービスの低下につながらないようにということでもあります。

町の介護事業者数はということで、ちょっとお尋ねしておきたいのですが、今、町側の捉えている町内におきます介護事業者数、サービスごとにちょっとお知らせいただけますでしょうか。よろしいですか。

○議長（櫻井公一君） 通告していないので、資料を持っていないということです。

○2番（赤間幸夫君） そうですか。わかりました。では、それについては……、このくらいまではQ&A的に予測されておるかなと思ったのですが、それではわかりました。

要するに、第6期におけます認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者等がさらに増加していくわけですが、こうした方々ができる限りいわゆる住みなれた地域でともに助け合い、安心して暮らせるようにと、地域包括ケアシステムの構築を既に5期からスタートされておられるとは思いますが、その5期の方向性を継承して、さらに中長期的な視野に立った本格化を進めていくというふうはこの計画素案では描かれておるのでございますが、地域に対し

て、町は地域住民を含めて地域の皆さんとどのように、先ほど協議会とかおっしゃられていましたが、結びつけて展開されようとするのか。もう一度だけ確認させていただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域の結びつきにつきましては、行政委員さんとお話しをさせていただいたりとか、あとは民生委員さんとお話しをさせていただいたりとかして、事業のほうを進めていきたいと考えております。

それで、新規の事業といたしまして、元気塾の拡大とかを計画しておりまして、4月から新しく初原と華園地域で拡大したいと思ひまして、そういったあたりとかも住民の方がスムーズにいらっしゃられるようにということで、ご相談とか申し上げているような状態です。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。この22日に、初原区全体での区の総会があります。初原区、今言われた中でも元気な高齢者が特に多い地域かなと思って見えています。そういったときに、隣近所の声かけ、見守りを初め、地域の皆さんと一緒に初原のコミュニティセンターに集っているような活動を展開しておられます。これも元気の秘訣なんだろうなというふうに見えています。

そういった点でも、今答弁いただきましたように、地域との結びつきを行政側は大切にされて、特に行政区長さん初め民生委員の皆さんとの相互連携のもとに、連絡調整のもとに、どしどし地域に入って行って指導等いただけたらありがたいなと思いますので、その点よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、質問の3点目に移ってまいります。

3点目でございますが、要介護認定者増加に対する地域包括ケア。この取り組みの中での執行体制の町民向けのイメージについて、いずれ町はこの介護保険計画がスタートすれば、この介護保険計画に付随する概要版というんですかね、町民の皆様向けにいろいろとパンフレットを含めて出されるんだろうと思いますが、今持ち得ているイメージ等をお知らせ願いますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域包括ケアシステムの体系といたしましては、たとえ認知症になったりとか、あとは要介護状態になっても、住みなれた地域で周りの人に支えられながら生活できたら一番いいなというようなことで、そういったために、住ま

いとか医療とか、介護サービス、それから生活支援とか、あとは介護予防活動とかそういったものを、地域内で一体的にできるようにというようなことでイメージしております。

それで、町民向けのパンフレットにつきましては、ガイドブックということを計画しております、その中で、こういった事業をやっています、いろんな健康増進の事業をやっています、それからあと介護保険の地域包括ケアというのはこういうイメージですと。皆さんこういうことに気をつけてやっていきたいと思いますということから、あとは介護保険料の値上がりのこととか、それからそういった介護保険料がこういった形で使われていくのか。介護が必要になった人だけが使っているのではなくて、元気な高齢者も使っているんですよというようなこととかを踏まえたようなガイドブックの作成を今しているところです。

それで、配布につきましては、4月とかは結構配布物が多いですし、5月も連休とかで余りに触れられないんじゃないかというようなことで、6月の広報配布と一緒に配布する予定で考えております。その間は、広報のほうで、まず4月号で介護保険料のこととか、こういったような計画が変わるということ、町民の皆さんに広報でお知らせしていきたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

私も地域での会議とか云々ありますとお招きをいただくわけですが、今町では、最大の関心事はというところで、住民の皆さん、地域の皆さんに、介護保険制度としてこの4月1日から第6期介護保険計画がスタートしますよと。そのときに、これまであった6段階の介護保険料は9段階になっていきますよと。そして、これまで第5期で描かれていたというか示されていた基準額が4,300円から5,080円になる見通しにありますよ、実に780円ほど上がりますがというお話を差し上げたりはするんですが、そのような話よりも、むしろ地域の皆さんは、利用するに当たってどのような箇所にどういうふうな形で相談したりしていけばいいのか、あるいは介護サービス全体を通して、そのいわゆる今、素案を見ているわけですが、介護が必要になった場合の手だて、その辺が重視されるとありがたいなど、こういうことは口々に言われます。

ですから、その辺を強調した中でとか、そういったところがあると助かるなど。それと、あわせて医療機関、お医者さん側との関係もあわせて入れてもらおうと、強調してもらおうとありがたいなというところ。

それと、一口に包括支援センターといわれましても、町の包括支援センターだけじゃなくて、

町が緊急やむを得ないとして介護事業者さん側に委託しているケースなんかもあるかと思いますが、そういった部分についても教えていただきたいとか、あるいはこれは低所得者向けの部分です。やはり年々高齢者人口が高くなっていくと、いわゆる年金生活者の分の対応でその部分が多くなるわけですから、どうしても低所得者層に対する配慮というか、そういった部分も強調した説明をいただけたらありがたいなというところでお話をいただくわけなので、その辺をひとつよろしく願いしておきたいと思います。

次に、第4点目に入ります。

第4点目、住みなれた地域で支え合うための事業。つまりは生きがい、役割づくりといったものの推進はどのように考えられておられますかということです。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 住民同士の支え合いというのは非常に重要な地域資源であるというふうに考えております。総合事業への移行によりまして、多様なサービスの提供主体としての元気な高齢者というのも大事ですけれども、これはもちろんですけれども、地域に住民の通いの場をつくって住民同士のつながりを持たせるということを、町として積極的に進めていく予定でございます。

なお、詳しくは担当から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 地域の住民の通いの場ということで、元気塾が1つの例になると思いますが、同じ場所に長く通ってきてともに年を重ねてきた場合、誰かが虚弱になっても周りの人たちが支え合ったりとかして、公的なサービスを使わなくても何とかやれているというようなケースが多く見られるようになっていきます。通いの場で虚弱な仲間を手助けすることは、高齢者にとって1つの生きがいにもつながっているのかなと。健康の維持増進にもつながっているのかなというふうに考えております。

今回、第6期介護事業計画を策定するに当たりまして、先進地視察に行っていました。住民の参加、社会活動の場としてのサロンというものでありまして、そこは地域包括支援センターがサロンを立ち上げて、1年間は地域包括支援センターが金銭管理からボランティアの運営の仕方とか、そういったあたりを支援していくというもので、1年経過した後は2、3カ月に1回巡回したりとか、あと各サロンの会場の運営者と懇談会を持ったりとかしているものでした。それで、地区の区長さんたちを初め、地区の役員さん、それから議員の方々

もボランティアで参加されておりまして、高齢者の方々と楽しく過ごしていたというのを見ってきました。

このような地域、本当に近場で集まれるような場所づくりとかきっかけづくりというのが、これからの中でとても大事なんだなということで、松島のほうでもこういったものを頑張っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、お話を出されましたように、実はいつでしたか、2月の初め、5日ごろでしたね。認知症サポーター養成講座。広報の案内では定員100名ぐらいに見ておったかと思いますが、実際会場を訪れてみましたら200名を超すくらいの方々にぎわっていました。そのとき、たまたま自分はつけてきたんですけれども、オレンジリングをもらいました。実は2つ持っているんです。たまたま前の職業についていたときに、最後の職業がそんな携わりというんですかね、ありまして、そのときに得た教訓として、この機会に1つお願いしておきたいなと思っていることがあります。

実は、サポーター、今現在松島町ですと千何百人なんですかね。台帳にしているのかな。ですが、もっと必要な部分ではなかろうかなと思うところに、認知症のいろんな発症事例からも推測はできるわけですけれども、やっぱり地域で支えることが大事になるということから見ても、店とかあるいは事業所とかそういったところの施設でありますとか、そういったところに働く皆様がこぞってサポーター店というんですかね、サポーター事業所というんですかね。そういったところを再計画とかでお示しをいただくことによって、地域の皆さんが、もし道すがらでそういった保護をなされるようなケースがあれば、そういったところと連携をとりながら対応いただくだとか、そういったことも身近な対応としてできるわけで、そういった点の方策も一方策として念頭に入れていただけたらありがたいなと思います。

実に100名の定数に対して200名の皆様が訪れると。これまで毎年、毎年開催してきているんだろうとは思いますが、そういったものを町民の皆さんにもっと見せてあげたらなというところを思っていますから、その辺まだまだ元気な高齢者、5,000人を超える人数がいるわけですから、そういった中で介護認定者を除けばおのずと数字が見えるわけでしょうから、そういった元気な高齢者の方々にお広めをしていくなりして対応いただけたらありがたいと思いますが、その点でもうちょっとお考えがあればお聞かせ願いますか。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今回の認知症サポーター養成講座も、本当に

100名の予定がどんどん申し込みが来まして、最後はもう、当日、申し込んでいなかったけれども来ましてと言ってくくださった方々もたくさんおられて、本当にこんなに皆さんが必要となさっているんだなというのが改めて職員のほうもわかったところです。

必要とされていることはわかりましたので、今後、今いただきましたご意見とかで、お店の方とかそういった事業所で、もちろん商工会のほうにもご案内を出して来ていただいているんですけども、もっともっと来ていただいて、町全体で見守りができるような、そういったことができるように努めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今の答弁を伺っていて、さらに恐れ入りますが、これも1つの案だなと思ったことに、いわゆる見守りということですから、これからひとり高齢者世帯とかがふえていく中であって、当然、水道事業所さんのメーター検針を委託されておるんですかね。そういったところですか、あるいは郵便配達関係、あるいはガスのメーター検針等々、そういった事業所の協力を仰ぐのも、協定を結ぶなりしての協力を仰いでいくことも1つの手かと思いますが、松島はそれは既に実践されておるのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 郵便局とは協定を結びまして、高齢者の見守りと、あと道路の見守り。道路に穴があいていたりとか何か異常があった場合に、2つあわせて役場のほうにお知らせいただくというような協定を結ばせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。このようにお話、執行部方とキャッチボールさせていただくと、まさに福祉政策イコールまちづくりにつながっていくんだなというふうに思います。

そういった点から、常々、扶助費、お金がかかるという分野ではありますけれども、どうかひとつ今後大きな財政負担にならないように、早目早目の手を打っていただくということが必要かと思います。

では、最後の質問になります。

これまでお話しした中で、やはりこの点が大事なんだろうなと思います。介護施設はやはり人によって構成されますから、介護人材の確保に結びつく保健福祉ボランティアの育成、ボランティア地域活動の推進をどのように町民に周知され、展開を図っていかうとなされるのか。その点のお答えを求めます。よろしくどうぞ。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 町のほうでは、保健福祉ボランティアというものが1つあります。それはシルバー昼食サービスとかの調理だったりとか、レクリエーションだったりとか、そういったことをお手伝いしているボランティア団体があります。

それで、今からの地域包括ケアを支える大きな力というものになるのは、もっともっと大きなボランティアさんだと考えておまして、町内にはいろんなボランティアサークル、ボランティア団体がありますので、そのあたり、その方々が持っているノウハウとか、活動の実績とか、そういったものをご協力していただきながら事業のほうを行っていきたいと思っております。町主体で何から、1から始めていくわけではなくて、今たくさんあるボランティア団体の人たちのお知恵をおかりしながら、それで社会福祉協議会のほうでもボランティア友の会という形でまとまっていたりとかしますので、そういった方々のノウハウとかお力とかをおかりしながら、ボランティア団体との協議を行って、松島町に適したボランティアができればなというふうに、まだこれから、本当にこれからの協議をしていく段階ではあります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ボランティア団体まではいかないですけども、ボランティアに携わってみたいなという方は町内にたくさんおられます。そういったときに、町側でそういったボランティアを希望される皆様に向けての出前講座における講師なんかを登録なさっていて対応いただくとありがたいなというふうに思いますし、町だけでもし対応しかねた場合には近隣市町等にちょっと踏み込んでご協力を願ったりとかいうことも必要かと思えます。そういった中であって、できるだけ多くの地域見守り活動ができるように、地域の皆さんに働きかけをなさっていくと、介護会計の給付費の軽減策にもなるんじゃないかなと思って見てとれるわけです。

これまで見てきまして、質問を通じる中で、やはり松島町は元気な高齢者が今後介護の分野を担っていただけるものというふうにつぶさに理解できたわけですけども、最後にこの介護制度を維持するための最大のキーワードは、やはり何といたっても元気な高齢者、一般高齢者向けの介護予防事業が徹底されなければいけないなということとあわせて、地域コミュニケーション活動の、いわゆる地域における活動の活性化であろうと思います。どうか職員の皆さんとあわせて、我々議員も一緒になって、この分野を何とか町手本となるように、他市町村の手本になるような姿にできていったらありがたいと思っておりますし、喜ばしいことだ

ろうというふうに描いていますので、今後ともひとつ議員向けにもそういった講演活動も含めて、どしどし流していただけたらありがたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 2番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

次、今野 章議員の一般質問であります、ここでちょっと10分間休憩をとりたいと思ひます。

再開を10時50分といたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を再開いたします。

8番今野 章議員、登壇願ひます。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。通告しております2点について質問させていただきたいと思ひます。

初めに、教育委員会の独立性は保たれるのかということで質問の通告をさせていただいております。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、ことし4月1日より施行されるということで、教育委員会制度が大きく変わるのかなということで質問させていただくことにしております。

この教育委員会制度につきましては、戦前の教育勅語を中心に、国民は天皇の臣民、家来という位置づけで天皇のために命をささげる、命を投げ出すのが最高の美德だと、こういうことが教え込まれて、そして国民を戦争に駆り立てて、アジアでは2,000万人を超える人々が、また国内では300万人もの戦死者を出したということなど、戦前の教育が天皇、国家を頂点とする中央集権のもとに置かれて、教育の自由や自主性が厳しく抑制されていたと。そういう反省の上に立って戦後の教育改革の中で創設されてきたと、こういうふうなことだろうと思ひます。

こうしたことから、戦後の教育行政につきましては、1つは地方分権と。それから、2つ目に首長からの独立と。そして、3つ目に民意の反映という3つを基本原則とする教育委員会ということになってきたわけであります。

戦後間もないころは、教育委員会は、選挙で選ばれた教育委員がそれぞれの自治体の教育のあり方を決める教育委員公選制の民主的な制度で、教育委員会が最高意思決定機関としてあったわけであります。そして、その教育委員会が教育委員会の事務局、教育長を指揮監督するという形になっていたわけであります。しかし、残念ながら、1956年には教育委員を首長が任命することに変えられてしまいまして、公選制は廃止されて、教育委員会制度の形骸化というものが進んできたというふうに思っております。

そういった背景には、歴代政権が日の丸であるとか君が代など、国や県の方針を学校現場に押しつけると。そして、教育委員会事務局はその役割を負わされて、教育委員会の自主性を奪ってきたというところに問題があったのではないかなというふうに思っております。その結果、教育委員会の官僚的な対応が広がって、大津のいじめ自殺事件ですか、そういうところでの大きな問題となって、隠蔽問題などが大きな問題となって国民的な批判を浴びると、こういう結果になっていったというふうに思っております。

ところが、こういう批判を利用して、安倍政権は教育委員会を廃止しようということで考えたわけであります。いわゆる教育行政を政治に直結させようという考え方になったのでありますけれども、これに対して多くの保守層の方々も含めて広範な反対が沸き起こったということでありました。聞きますところ、小学校や中学校の校長会などからも大変な異論が出たということでありまして、中央教育審議会の審議の場においても、教育委員会廃止論に対して、戦後民主主義の終わりの始まりにならないかとか、それから教育現場が首長らの顔色をうかがうようになったら教育はおしまいだといったような反対意見が出たということでありまして、さらには、政治家が学校の学習内容をゆがめることに一定の歯どめが必要かということでの世論調査に対しましては、国民の大体75%が歯どめが必要だという答えになったというようなことでもございました。

こういう反対の意見が広範に沸き起こったということにつきましては、やはり教育委員会が首長からの独立性を保つこと、そして政治の教育への介入をとめるという点で、大変重要な意味を持つということではないかと考えております。

しかし、今回の改正は、教育委員会の首長からの独立性と、こういうものを取り上げようとする内容を含んでいるのではないかということで、大きな問題を感じているところであります。改正によりまして、全ての自治体に教育の基本計画である大綱の策定を義務づけて、その策定の権限を首長に与えているわけでありまして、しかも、大綱は政府の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌してつくるということが求められておりまして、この点でも中央集権

と政治介入の問題が懸念されるところであります。

また、教育委員長をなくして、首長が任命する教育長が教育委員会のトップになるということで、教育委員会の教育長に対する指揮監督権が奪われる。その立場が逆転するということも懸念されますし、これらは教育委員会の独立性、中立性を大きく損なっていくのではないかと思うわけであります。

教育というのは、人間と人間の触れ合いというようなことが大事にされながら、その中で自由と自主性を侵害することのないように行われるということが非常に大事だというふうを考えているわけでありますが、そこでお伺いをするわけでありますが、1つ目、まず第1点目として、教育委員会制度、今お話ししたような形で廃止を狙っていた安倍政権の意に反して、教育委員会制度そのものが残ったわけでありますが、その点について、町長のほうはまずどう考えているか。さらに、教育長としてどういうふうを考えているかということをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大変大きな問題でございまして、地方自治体の首長としてどう答えるかということになると、ざくっと言ってしまうと国が決めたこととございましてからというふうな話にはなるんですが、なかなか答えづらいというふうに思います。

それで、結論から申しまして、個人的な感想としては、ちょっとやっぱり行政の教育に対するそのかわりというのが、より強くなった部分があるのかなというふうな感じはしたんですけども、教育委員会そのもののその独立性というのが、ある一定のレベル以上に何か担保されたのかなというふうな私としては感覚を持ったもので、この中でそれをやって運営していく国民また教育関係、行政関係の方々のその意識がしっかりというか、その辺の教育と政治の分離というものの意識をはっきり持つておけば、これはまあ大丈夫なのかなというふうに思っているということとございまして。

ちょっと話が、大きな話なので、若干時間をいただきまして、歴史的な意義というようなことについて考えるのですけれども、人間が社会をつくって組織をつくって運営していく中で、1つはそのルールといいますか法、法令、そういったもので担保するということが大事ですけども、一方でその法令はあっても全ての面をカバーできるわけではないので、実際に一番大きな力を持つというか影響を持つのは、これはやはり国民なり住民なりの意思がどこにあるかと。その意思、正しいと思われる方向を推進していく力が、その国民の側にあるのかどうなのかというのがやっぱり大きなところなのかなと私は思っているんです。

それで、明治憲法のお話が出ました。昭和憲法と対比したときに、明治憲法の後進性といいますが、強権的な貴族主義といいますか、そういったものが批判されるんですけども、ちょっと歴史的なところを見ますと、明治憲法というのは徳川の幕藩体制に対する1つのアンチテーゼとして出てきている部分もありまして、国民の権利なり、その希望なりというものをどうやって確保するのかというところの点も随分大きいんだなというふうに思ったことがあるんですね。その後、今度は大正、昭和となって、明治憲法の解釈がどうも軍事面に寄ったり、いわゆる支配・被支配の関係とか、そういったものに運用の中で変わっていったと。それを認めたのが国民であったというところもあるんだろうと思うんですよ。それで、最近またヒトラーの話とかテレビで見たんですけども、ヒトラーもちゃんとしたルールのもとで権限を獲得していったということがあるわけですから、それを国民の側はしっかりとそういうことをまずいと、そして行動するというようなことが、やっぱり大きな力なのかなというふうに思っているわけです。

というわけで、今回の教育制度の変更に関しては、変わった面もあり、確かに法制度の制度的には行政のちょっと優位性が増したのかなというふうな印象もありますが、それ以上にそれを運用していく、実際にやっていく国民の側がちゃんとした考えを持っていれば、それは大丈夫なんではないかなというふうに思っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 教育委員会としての立場から申しますと、今回の改正ということについては、教育行政が政治からの独立性は担保された。それから、教育委員会と首長相互の、その平等的な立場に基づく調整が今後も保障されたのだというように理解しておりますので、一方的に首長の権限が強化の方向で今回の改正がなされたというふうにはばかりはとっておりません。今後、民意の教育における反映ということについて、首長もそうですし、我々教育委員もそうですし、また大変潜越な言い方ですが、議会の皆様方のそれぞれの見方、それぞれの見解、その辺が問われていくんであるというように思いますので、よりしっかり制度の趣旨をわきまえながら、今後運用していかなくてはならないと、そのように思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町長からは、非常に大きい問題でと、こういう話で、徳川幕府から明治に至るお話まで出していただきましたけれども、私も思うのは、確かに大きい話なんですけど、時代、時代でやっぱり法律というものも変わってきたと。それは人間の生活が変わってくる

ので当然変わるべきものだと、こういうふうに思います。それがまた、人間の進歩といえますか、歴史の進歩ということと言いあらわせることができるのかなというふうに思うんです。そういう点では、人間が何百年、何千年、あるいは何万年になるのかもしれませんが、進歩を続けてきた。その上に立って、今の我々がいるということをまず考えていくなれば、やはりこの進歩してきた中身をさらに前に推し進めていくというのも私たちのあるべき姿だろうなと思います。それは町長さんも、また教育長さんもお話しになったように、それぞれ国民一人一人の大きな責任でもあるというふうに私も思いますが、しかし町長は選挙によって町民を代表するそういう一人と今なっているわけで、それは町民に範を垂れるといえますか、そういう立場で物事を考えて判断をするということがある意味ではまた求められているのかなと思います。そういう点で、なかなか難しい問題だと言うだけではなくて、この歴史を前に進めるという立場で物事を判断し、考えるという姿勢が求められているのかなと思って、今お話を聞かせていただきました。

ぜひ、そういう点では、この教育委員会制度が今回変わるわけですがけれども、その持っている意味、先ほどお話ししました戦前と戦後、このあり方。なぜそうなったのかということも含めて、教育委員会制度というのは非常に大事な制度として戦後は生まれたわけですので、この制度が前に進んでいくのか、あるいは戦前の方向に後戻りをするのかということが今問われているんだというふうに私は思うわけです。

結局、何が変わったのかということになれば、戦前は極めて中央集権的なものに集約をされて、国民が戦争にどんどん突き進んでいくような方向で教育もやられたと、こういうことであります。そこに反省があったわけですね。

ですから、その反省の上に立って、教育というものはどうあるべきかということで、最初に申し上げましたように、教育行政には地方分権と、それから首長からの独立と、そして民意の反映ということが大事にされなければならないという、この3つを基本にして戦後の教育行政というのは担われてきたのだというふうに思います。そういう点で、私はこの3つの基本理念、これが今後とも本当に生かされるのかどうかという点でどうなんだろうかと。教育長さんのお話の中では、余り変わるということではないのかなと、そういう答えだったのかなというふうには思ってお聞きしたわけですがけれども、実際に首長からの独立という問題が今、大変大きい焦点になっているわけです。首長が大綱を策定してやっていくということになるわけですから、そういう点で、2点目に入るのかな、ということにもなりますけれども、本当にそういう点で首長からの教育委員会の独立性というものが守られるのかどうか。その

辺、改めてそれについて教育長さんのほうからご答弁いただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 大変究極的な質問になってきたなというふうに思いますが、その独立性を守るということについては、最終的には一にかかって教育委員会の意思、あるいは新教育長の構えの問題になってくるのではないかというように思います。その寄って立つところは、当然ながら町民が教育に対してどういう願いを持っているのかということ踏まえた上でやるわけですが、ご通告の趣旨に沿ってお答えすれば、やはりこれからの教育委員並びに特にとりわけ教育長というのは、今申し上げたような気構えといたしますか、非常に抽象的な言い方で恐縮なんです、その構えを持って教育というものを進める。それについては、私は十分に今回の改正制度でも、教育長と首長の調整ということが認められているわけですから。そして、大綱も教育委員会が尊重するには双方の合意が必要だということが言われているわけですので、その基本原則において、しっかりと首長と調整をしていけると。きちんとした合意に基づいて教育行政を進めることができるというように、希望的意味合いもあるかも知れませんが、私はそう思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。大綱をつくるに当たっても、町長部局と、それから教育委員の皆さんの合意形成といたしますか、そこが非常に大事だというお話だと思うんですが、言ってみれば、そうしますと、教育委員の皆さんのところで、大綱に対して、これはとても認められないというようなケースがあった場合に、それはどうなるのでしょうか。教育長さんの立場は、特別職で町長から任命をされて議会が承認をするという格好。教育委員さんも同じですが、でも教育委員さんはまた違いますよね、新しい教育長さんの立場とはね。そのときに、教育委員会の合意です。教育長さんはどうかかわりになるのでしょうか。新しい教育長さんは、その教育委員の皆さんの議論と全然違うと、考え方が違うといった場合に、これは教育委員の皆さんの考え方に従うということになるのでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 私の認識としては、やはり尊重すべきは教育委員の総意であるというように思います。ただし、今ご指摘のとおり、町長から任命を受けているわけですから、その立場はわきまなくてはならない。その原則はどの辺にあるのかということ正直

言えばまだ思い悩んでいるところがありますけれども、やはり町長が教育に対して何を望んでいるのかという核心、そこと教育委員の総意、その何といたしましょうか、折り合いのつくところ。そこを模索してきちんと示すのが、現実的な教育長としての任務になるのではなかろうかというように思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そういう点では、教育委員会の委員になられる皆さん、そして教育委員会としてのやっぱりこれからの活動といたしますか、議会もある意味で独立した行政機関という形で今議会の活性化の特別委員会なんかもつくって、何とかこの議会というものをやっぱり町民の皆さんにしっかりと見ていただいて、その活動も含めて我々自身見直していかなければならないということでやっているわけでありましてけれども、教育委員会自身もそういった活性化というような作業がもう必要になってきているのではないかなと。多分、今でも一生懸命おやりになっているのかなというふうに思うのですが、そういう教育委員会自体の活性化等々通じて、地域住民の皆さんの教育に対する要望意見、こういうものをしっかり吸い上げるという活動も求められてくるのかなと思うのですが、その辺について、今後教育委員会としてどんなことが望まれているというふうにお考えになっているのか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） ご指摘のとおりでありまして、今後、当教育委員会は、現在でも十分現委員さん方、大変献身的にやってくれているなというふうに私自身は思っているところですが、さらにもっとこれから求められるのは、町民との直接的な意見交換であったり、それから調査活動であったり、そういったことが具体的な面で必要になってくるのではないかなというように思っております。

平成27年度、教育委員会の1つの方向性として、例えばいろいろこの一般質問でもお話が出ましたけれども、スマートフォンでありますとか、インターネットによる子供たちへの悪影響であります。そういう問題がありますけれども、やはり一にかかって保護者の与え方の問題というのが実際以上の、大問題というのはそこにあるので、そういったところをやはり教育委員と保護者との意見交換とか、そういった場面を設定することによって、さらにこの町の保護者の方々の意識を高めていく方向でやっていきたいというように思っております。今後、そういう方向で努力をしたいと思っております。

今回、この改正について、町長のほうから教育委員さん方とすぐにでも話し合いをしまし

ょうという姿勢を見せてもらったわけなんです、やはり教育総合会議とは別に、そういった首長とのお話し合いと意見交換、そういった場面も必要ならば考えていく、首長、町長のほうにお願いしていくということも大切なことになってくるのではないかというふうに現在では思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 教育委員さん方がいらっしゃって、教育長さんが今度新教育長さんのもとで会議をおやりになるということになるのですが、その活性化という点で、1つはやっぱり教育委員会の歴史といいますか、この間のやっぱり流れについて、やっぱり教育委員会の3つの基本理念、このところについて教育委員会の委員さん方で、今回のこの改正を機に勉強をしたりとか意見の交換をしたりとか、そういうようなことなどはあったんでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 当然ながら公式な話し合いの場でも勉強会のような形でやっておりますし、また非公式な場でもそれぞれの考え方をお互いに把握し合っているということで認識しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、あれですよ。文科省のQ&Aなども大体参考にして研修をされたということによろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） あれを読むと、確かに極端に首長のところに権限が行くわけではない。教育委員会そのものの自立性といいますか、そこは相当程度担保されているんだというようなふうに大体読めるのかなと思ってはいるんですけども、ぜひ今後、法律がこう変わってしまうと現在の町長さんや教育長さんがそう思っている、どんどん時間がたつにつれてやっぱり考え方が変わっていくということはあることでありますので、やはり教育委員の皆さん方には、そういった意味では本当に、教育とは何だろうかと、教育委員会制度というのは一体どういうことなんだろうかといったようなことも含めて、今後とも勉強といいますか研さんをしていただいて、そして本当に町民のための、あるいは子供たちのためになる教育というものについて考えていただければなと、こんなふうに思っております。

3点目に行きますけれども、そこで、首長に策定が義務づけられております大綱策定までの流れです。この辺、手順はどんなふうになっていくのかということ。それから、その際に首長のいわゆる教育内容に対する介入、こういうことは起こりえないのかどうか。その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、私のほうから答弁させていただきます。

この大綱についてですが、今松島町でもって、松島町の教育振興基本計画というものがございまして、これにのっとった形でその大綱のまとめをしようというふうには思っております。その辺も内々教育委員会のほうとは話はしているところです。

今後の流れについては、あちらの担当のほうから説明させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 教育長の任期が6月26日になっております。新教育長が誕生すれば6月27日になるのかなというふうに思いますけれども、それを受けまして、早急に総合教育会議を開きまして、まずはその前段として4月、5月の間に定例教育委員会の中で、教育委員会の意思確認ということで町長に何をお願いしていくのかということをも整理して、その後に新教育長誕生後に総合教育会議を開いて、調整と意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。その後に、町長のほうから大綱の策定に関して何らかの形で皆様方のほうに報告があるものというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、新しい教育長さんがお決まりになって、それ以降大綱の策定ということになると。それで、策定前に議会に対して、そうするとその中身も含めてお示ししていただくということになるということによろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この大綱につきましては、法律上、議会の議決、そういったもので要するということではございませんけれども、やはり松島町の大事な教育にかかわることですので、議会のほうには策定の後に、議会のほうにご報告という形になるのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 策定の一定程度できた段階でということではないわけですね、そうするとね。策定が終わってからということになるということですか。

それから、先ほどいわゆる首長の教育への介入というようなことでもちょっと質問をしたんですが、その辺についてはどうなんですか。一般的に今までですと、施設の環境整備とか、こういったところで町側の役割というのは大きかったわけなんですけど、今後について、もう少し教育の具体的なあり方の問題も含めて、首長が入ることはあるのかなのか。それについてどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまでも教育施策については、教育委員会のほうとすり合わせをしてやってきているということをございますので、私としてはこれまでと同じにやろうかなというふうには思っております。

ただ、一般論としては、首長さんにもいろんな人がいますから、大阪市とか大阪府のケースなんかもありますし、人によっていろいろあるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど申しましたように教育委員会の独立性の担保といいますか、そういったものが現実的にあるというふうに思いますので、若干、当然ですが意見の食い違いとかは可能性あるんですね。例えば、中学校の目標を成績で県で一番にするというのもあったりするし、いや体育で県で一番にするというふうな、そのところでぎくしゃくというふうなことはあり得ますけれども、そのところは意見を調整しながら妥当なところにおさめていくというふうなことかなというところですね。

抽象的じゃなくて、極めて具体現実的な話になってくると思いますので、そういったものすり合わせを、普通は誰が首長になってもやっぱりせざるを得ないというふうに私は思っておりますけれども。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今、橋下さんの話が出たからですけれども、あの人の場合はやっぱりいろんな形で思想調査というか、そういうことまでやろうとしたわけでしょう。そのときに、でも教育委員会は、あそこは反対をちゃんとしたんですよ。ですから橋下さんの考え方は否定されたんです。そういう意味では、独立性は守られたというふうに私は思いますけれども、やっぱり教育委員会自身が、先ほども言いましたけれども、やっぱりこの制度とは何たるものなのかということをしっかり持つておくことが、大阪での教育委員会のあり方にも通じたのかなというふうに思うんですが、ぜひそういう教育委員会に松島でもしていただきたいなと思いますし、できるだけ首長さんは、私は環境整備等々にかかわってお話をするというぐらいにしておいていただいて、教育の具体的な中身については、やはり教育委員会にし

っかりお任せするという立場のほうがいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

あと、4点目です。新教育長と教育委員会の関係。先ほどからに似たようなことを聞いているのですが、これまでと比較してどういったところが変わるのかといったところがもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 新教育長というのは、教育委員会の構成員ではありませんけれども、教育委員会から委任される事柄については何ら変わるものではありませんので、その運用あるいは会議を主催して進行させるといったことについても、特に大きな変容はないだろうというように思っております。

また、教育委員、新教育長、それと総合教育会議との関係なんですが、これまで首長との教育行政に対する立場で、お互いに町民に透明性を持った形で意見交換をする、あるいは調整をするということはなかったわけです。これがきちんと位置づけられましたので、その点では大きく教育委員会の施策についても町民に対してさらに透明性を持って進める必要が出てくるというようなことで、新教育長はその責任をまず、より重大に負うというように思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今までと基本的に変わらないということだというふうに理解はしたいと思います。

あと、条例・規則等の変更はあるのかという質問も出しておりましたけれども、これは条例の改正のときに大分いろんな規則等があるというお話でしたので、省いておきたいと思いません。

教育委員会の独立性は保たれるかということで質問させていただきました。ぜひ、教育委員会のあり方というものについて、改めて、我々自身もそうなんですけれども、勉強させていただきながら、また教育委員の皆さんにも勉強していただきながら、我が町の教育行政を進めていただきたいということをお願いして、まず1問目を終わりにしたいと思います。

2つ目は、貧困対策についてということでありまして、これは質問をここに書いてあるとおりでありまして、アベノミクスのもとで非常に格差が拡大をし続けていると。とりわけ日本の子供の貧困率は2012年当時16.3%と、過去最悪だということでもあります。OECD加盟国34カ国中ワースト10で、特にひとり親家庭世帯での相対的貧困率は54.6%にもなるというこ

とであります。

国は、子供の将来が、その生まれや育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る目的で子どもの貧困対策の推進に関する法律を昨年1月17日に施行しております。また、この法律の趣旨を踏まえ、政府は子どもの貧困大綱を昨年8月に閣議決定をし、親から子への貧困の連鎖を断ち切るということで、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題を掲げているところであります。

こうした国の動向に関連して、本町での貧困対策がどうなっているのかと。また、今後の早急に着手していくべき施策についてどう考えているのかということにつきまして、全体として本町の貧困に対する現状認識、さらには子供の貧困についての現状認識ということについてお聞きしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この子供の貧困については、何か月前にNHKテレビでやっておりまして、その話を議会でもちょっとしたような気がするんですけども。（「そうですね」の声あり）大変私も驚きまして、こんなことがあるのかと。ちょっと深く考えてみますと、松島町の状況などについても、これまで何度か家庭と子供の問題というのがありまして、ああなるほど、これってこういうのにつながるのかなというふうなのをふと思いついたところもあるんですが、OECD加盟諸国の中でワーストというのも、これもまた驚きなので、何か日本の社会文化の1つの特徴からも来ているのかなとかとも思ったりもするのですが、というところで総論的なお話ですけども、私どものほうの町でも貧困……、1番目に入ってしまうですね。（「いいですよ。1つの質問で結構でございます」の声あり）いいですか。

貧困のそのデータです。貧困率というのは出してはいないんですけども、生活保護の推移とか、子供さん方への支援助成制度のデータ取りの推移から見ますと、ここ10年間でいわゆる貧困の度合いというか、そういうのは高まっているんです。震災のときにばんと上がりまして、震災の影響で上がって、そこから後戻ってきているところもあるんですけども、全体、10年間の流れで見ると増加傾向にありまして、これについては何らかの手を、町としてできる何らかの手を打たなければいかんというふうな認識ではいるわけです。

しからばじゃあ、何か町として決めわざ的なところがあるのかということ、なかなかそれは今のところないわけですけども、県とか周辺市町等も一体となったような形でもって生活相談とか就労相談、そういったものをして、利用可能な制度の紹介をするとか、また民生委

員・児童委員の協力によりまして、町への相談をしていただきながら、その対応については国や地域一体となってやるといったところを、これまで以上に努力してやるということがまずは考えられることかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか一自治体で貧困対策をやれといっても難しいのかなと思いがら質問をしているんですが、国のほうでは法律も整備をされて、閣議決定で今お話ししたような対策をとっていかうと、こういうふうになっているわけですね。

まず最初に、そこでお聞きしたいのは、そういう国の法律と閣議決定があるもつで、それぞれ関係するといひますか、それぞれの自治体に対してこういう取り組みをひなさいとか、こういうふうなことをやりなさいというふうなことはまだないんでしょか。国なり県のほうからそういう指示はないんでしょか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 子供の貧困対策に対する大綱というのがありまして、これは流れてきております。ただ、これは大綱でございますので、具体的にこれこれというのが明確に示されてきているというわけではないですし、また先ごろNHKで首相が貧困対策を出してきたんですが、奨学金とかという話なので、ちょっとこれは方向が違ふんではないかというふうなこともありまして、町として何ができるのかについては、先ほど言ったようにちょっと国なり県なりに、この具体的な例えば予算とか人員とかの話に結局なると思ふんすよね。そういう面がないと、ちょっと手が打てないかなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、具体的に国・県からのそういう指示はないと、こういうことなんだなと思ひます。

しかし、こういう法律もできて、国も一生懸命やろうということであるわけですので、やはり町としても、やっぱり積極的に何らかのこの対策を考えていく必要があるのではないかと私も思ふんですが、今後その対策というものについて、どういう形でか考えていくおつもりがあるのかどうかです。多分やらなくちゃいけないだろうとは思っているんだと思ふんですが、具体的にそういう対策をするための組織なり機関なりというものになるのか。その辺、どう考えているのかです。いかがでしょか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この問題は、家庭のありようといひますか、そのところに根幹の原因

があるというふうに思っております、その家庭をどうやってフォローしていくのかと。それで、こういう言い方はちょっとよくないんですけれども、普通に生活なさって普通に学校を出て就職してということであればまあいいんですけれども、そうならなかったケースについて発生していると。そのセーフティーネットをどうするのかというふうな話なのかなというふうに思っています。大きなところでは何らかの手を打たなければいかんと思っていますし、やるつもりではおりますが、何というんですかね……、今の段階でのイメージなんですけれども、先ほど言いましたように、例えば県の児童相談所のほうの充実とか、町内においてもそういったところをフォローできる人員の確保とか、そういったことにならざるを得ないのかなと。それで、制度なり組織なりをつくるにしても、やっぱり予算、人員の話がありますので、ここのところを今の総枠のやつでやれるのかなというのは、正直言ってちょっとわからないところがあるんですよ。でも何かしなくちゃならないと。これはありますので、何かひねり出すということでやっていきたい。

それとあとは、現在、ちょっと足りなければ担当のほうから答えさせますけれども、今やっている事業の中身について、まだまだ皆さん方にわかってもらっていないところもありますので、これをより町民の方々に幅広くわかってもらって、それを活用していただくということで、何割かは効果というものが出てくるのかなというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この貧困対策についてでございますが、私どもの福祉といたしましては、生活保護の所管課、そしてあと児童扶養手当などの所管課というふうなもので、ひとり親のそういった制度の所轄する課になります。

そういったところで、この役場におきましては、その生活相談というか、そのようなところについては随時受け付けして、また福祉事務所からはケースワーカー、ここは生活保護受給者の方が対象になりますが、その方があと月2回、相談窓口を役場で開設していると。そのときにあわせた生活相談をしていただきながら、そういった生活保護の受給に結びつけるというふうなもの。

そしてあと、人権擁護委員さんという形で、毎月1回人権に関する相談をここ役場において、そしてあと法務局においては週2回相談日を設けて、人権というところはかなり広いんですが、そういった貧困に関してももちろん相談を受けるというふうなもので行っております。

そしてあと、ハローワークにつきましては、月1回こちら役場に赴いていただきまして、ハローワークの就労相談、そういったものを開設させていただいているところだと思います。

こういったところを広報なんかではお知らせはしているんですが、やはり人権については6月と11月に強調月間ということでチラシなどを配りながらやっているんですが、そういったところで周知を、もっと周知を図るべきかなというふうに今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか単独でやるというのは、やっぱりお話を聞いていると本当に難しいんだなと思って聞いております。

ただ、一番最初に町長もお話しになったように、やっぱり最終的にはお金の話になる部分もあるのかなと1つは思います。1つそのお金の部分で言うと、今第2常任委員会なんかでも、やっぱりこの子供の貧困の問題も捉えながら子育ての支援というものについて考えるべきではないかということでいろいろ議論しようということにしているわけですが、例えば要保護、あるいは準要保護ということで、子供たちを保護する制度があるわけですよね。要保護は生活保護世帯と。準要保護はそれよりも若干収入があるという世帯と、こういうことになっているわけですが、やっぱりこういう準要保護世帯等々の枠を拡大するという考え方も当然あるのかなというふうに思います。新年度の予算では、被災された方々の所得制限ということで、被災されているんだけども所得がちょっとオーバーしているので保護はもうしませんよということになったとかあるわけですが、そういう枠を広げていくことで、ネットの大きさを広げることができるわけですよね。どこまで広げるのかということは当然あるかとは思いますが、そういうことも可能だろうと思いますし、具体的にお金のかかる話ではありますけれども、どうやったらそういう枠を広げていけるのかということ、町として具体的に私は考えるべきなのではないかなというふうに思います。

それからもう1つ、貧困といったときに、もちろん経済的側面から来るものだと私は思いますけれども、やっぱり親御さんが子供の面倒をしっかりと見ないと、親御さんの生き方、考え方がもう全然違うと。そういう意味ではね。そういうケースだってあるわけですよね。そうすると、やはり家庭そのものの教育というものも必要になってくるのかなというように思いますし、そういったときにいろんなところと連携してやるんだと思うんですが、やっぱりそういうことにきちんと対処できる人を町にある程度常駐させる、あるいはこの2市3町でやるのかどうかということもあるのかもしれませんが、そういう対応なんかもやれるような人が本来出てこない、問題の解決に至っていかないのかなというような気がするのですが、そういう具体策を町として考える必要があると思うんですよ。国で決めたから、

いずれ国から方針が出るんだらうという待ちの姿勢じゃなくて、町としてそれならばこういうことについてこうした方がいいのではないかという考え方を持っていく、そういう積極性が今求められているのではないかなと。そうじゃないと、国は大綱までつくっているんですけども何ら具体性が出てこない。これでそれじゃあ終わりかと。こんな気がしてならないんですね。そういう点でやっぱり地方のほうから積極的に、これはどうなんだということで国や県にも申し上げていくと。そして、町としてはぜひこういうことをやりたいから、国でも金を出せ、あるいは県でも金を出せという、この関係をつくっていくことが大事なんではないかなというように気がするんです。そういう積極性が必要なんじゃないかと。今お話を聞いていると、どうもなかなか大変だと。国のほうからも何も来ないと。これでは何も変わらないと思うんですが、そういう面での積極性、あるいは考え方を持って進めるということにはならないのかどうか。いかがでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国の施策待ちというわけではないんです。国の施策は、最近特にそうですけれども、総論でこんなのがいいねと言うだけで、地方創生なんかも大変私はそう思っているんですけども、私だけじゃなくてみんな首長は思っていると思うんですよ。対策というのは今までみんなやってきた。それで結局余りうまくいっていない対策を出してきて、それで金はつけるからねという。いや、金も確かにありがたいですけども、国家レベルで何かもう少し頭のいい人たちがいるわけですから考えてほしいというのが、みんな首長は思っているんだと思うんですよ。これも同じだと思うんですよ。さっきの教育なんかもそうなんですけれども、どうも地方の独立とか、地方自治とかと、ある意味では表現的にはいいんですが、どうもみんな下請に出してしまうというか、丸投げするようなのが感じられるので、これはまずいなというふうには思っているんです。

それで、自治体の施策としても、国よりも先行してやるというのはもう、全国どこでもあるわけですし、そういったことで動いている面が多いですよ。特に西日本のほうなんかは国でだめと言っていることもどんどん手を出して認めさせるとかという話もありますので、場合によってはそういったことも必要になってくるのかなというふうに思っております。

それで、震災復興が今進んでいますけれども、その後のまちづくりの課題として、少子高齢化もあるんですが、こういった福祉関係についても相当大きくなってくるとは思うので、ただただ国のやったこと、待っているということはやるべきではないというふうには基本的には思っています。

それで、セーフティーネットを広げるお話がありました。これはちょっと勉強させていただくところかなというふうに思います。

あと、各関係者との調整とか、そういったものについても深めていかなければいかんというふうに思っております。子供の教育、そしてその家庭の教育含めて、今やっていることをもう1回、さっき町民福祉課長のほうから説明させましたけれども、教育のほうからもその今やっていることのあたりをちょっと聞いていただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 先ほどの町長へのご質問に関連しますけれども、子供の貧困についての現状認識という点については、子供を大事に育てている家庭が大部分である半面、ネグレクト傾向、それから経済的な理由。具体的な場面としては、子供の洋服ですとか運動靴などが汚れていたり、朝食を食べないで登校する子供がいたり、そういった状況がやはり現実にあります。我々はやはり子供の貧困格差が現実には広がっているんだと、拡大しているんだなということを感じております。

現在、我々のほうではそういった経済的な理由でいろいろ困窮しているケースに対してどういことができるかということを考えながら進めているわけですが、まずは教職員がその子供たちの状況、それを敏感にキャッチして、そして各支援制度につなげていく。申請をできるように各方面との連携をとりながら、そのような方向で支援をしていくと。これをまずやっております。そういうケースも現実に幾つかありました。

それから、うちの町として、生活困窮によって教育を受ける権利が阻害されることのないように、それで幼稚園授業料の減免を今やっているところでありますが、平成27年度から、生活保護については幼稚園授業料は免除とすると。それから、子供の多い世帯への軽減としましては、第2子は収入に関係なく半額、第3子は無料、そういうように支援を拡大する予定でおります。

また、子供が困っている、そういうサインを見逃さないで、子育て支援センターと連携をして、児童相談所であるとか、民生委員であるとか、警察署であるとか、そういった関係機関と連携をとりながら、間接的な形にはなるんでしょうけれども、子供の貧困に何とか歯どめをできるようにやっていきたいというように考えているところであります。

何よりも、子供たちの状況をよく見て、子供たちを支援していきたいというのが基本でありますけれども、また先ほどからお話が出ているように、学力保障ということも非常に大事なわけです。長い目で見ると、学習がうまくいかなかったばかりに通常の大人としての成長

が結局は阻害されてしまったというケースがこの世の中には大変多くありますので、私どもとしては学び支援であるとか、そういった子供たちへの具体的な学習支援の形、あるいは子供たちの心のケア、そういったことの充実を通して支援することによって生活困窮支援の一環としたいというように今考えてやっているところであります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今、教育長さんからお話いただいた点については、予算審査の中でもいろいろとお聞きをして、非常に個々の問題について、個別的にいろいろこまく対応されて頑張っているんだなということについてはお聞かせもいただいて、なるほどなと思ってお聞かせいただいたところもいっぱいありました。そういう点で、決して頑張っていないというふうに言っているわけではないんです。

ただ、全体として、やっぱり貧困という問題が非常に大きい問題になってきているという中で、行政としても私はもっともっと支援する手だてというものをしっかり考えていくということが大事だと思って質問をさせていただいているわけです。残念ながら、国のほうがなかなかこの法律大綱をつくって、じゃあ具体性はあるのかということ、何もまだ具体的なのがないということで、これは困ったなと。それならば、自治体としてやっぱりやるべきじゃないかと、こういうことで質問させていただいているわけで、町長からは考えさせていただきたいと。検討したいんじゃなくて、考えるというので、検討の前の考えると、こういう答弁です。これまたしばらく時間がかかるのかなと思ってお話を聞いていたところです。

ぜひ、この問題というのは、やっぱり今の安倍さんのアベノミクスが続けば続くほど、これはもう格差が広がっていくと。これはもう、間違いない話なんです。そういうふうになっているんです。

それで、この間も言ったけれども、ピケティです。今の社会の問題は何かと。それは資本主義経済への行き詰まりは何かといたら、それは格差が拡大していることだということですよ。格差が経済の状況をますます悪くしていっていると。だからこの格差をなくすことが、今の社会では非常に大事な課題になっているんだということを言っているわけで、そういう点で大変有名な学者さんがそう言っているということで、考え方は私らと似ているところがあるんだなと思って非常に共鳴をしているわけでありましたが、ぜひこの格差をなくすことに町としても力を注いでいただいて、少しでもこの格差が縮まるように努力をしていただきたいということを申し上げて、終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 8番今野 章議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

次に、日程第3、議案第47号に入るわけではありますが、これらの審議については午後からにしたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第3 議案第47号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第47号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第47号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 工事委託に関する変更協定の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第48号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第48号工事委託に関する変更協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 工事請負契約の締結について

【古浦・名籠・銭神漁港用地嵩上げ工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第49号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第49号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

【長田地区避難施設建設工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第50号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第51号平成26年度松島町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 補正の寄附1,000万円というような大変高額なふるさとの思い、そして名古屋の方がご寄附をいただいたということで、本当にありがたいことだなと。聞くところによると磯崎出身だと。そのふるさを思う気持ち、本当にありがたく、それで私は総括でもこの話はお尋ねいたしました。それで、今回全部で1,364万3,000円になるというようなことで、これがいろんなところの松島の施策に使われるわけでありまして。

そういう中で、おとといの新聞にも天童のふるさと寄附金が、17日間で、わずか17日で2億円突破だと。2月27日から受け付けを開始して、15日時点で申し込み1万7,392件、金額2億65万円になったと、こういうことであります。そうしたら、またさらに4億円突破だと。去年は4億円あったらしいですね。それで、これを全国で何番目かなということだったら、2014年、これは天童はやっぱり去年は4億7,500万円で、全国7位だそうです、これで。

そういう中で、松島もどうかなというようなことで、この間お尋ねしました。ちなみに石巻も出ています。石巻は11月時点で1億6,000万円だということで、それで目標としては1億円、軽々突破したと。予想外の人気で、作業に追われてうれしいと、こういう悲鳴を上げているというようなことは新聞に載っておりました。そして、特産品を気に入った寄附者が業者に直接注文すると。市からいただいたそれが気に入って、今度は業者さんに寄附した人が直接注文するようになったと。そういうことで町が潤っていると、そういうことも書かれている。

そういう中で私はこういうことを、この間の総括の中では、全国的に過熱しているものから国では規制をかけていますと、こういうのを自粛してくださいという答弁が館山課長からありました。しかし、このようにふるさを思う中で、制度上このように有効に使っていただきたいという思いがあるわけですよ。非常に財源が厳しい、厳しいという中で、こういう制度があるということを含めながら、町長、やっぱりこれは検討すべき事項だと思うんです。課題だと思うんです。何をじゃあ一般財源にするかと。人口はどんどん減る。地方交付税もそんなに伸びない。そういう中で、やはりこういうふるさと納税を全国に打って、それ

で幾らでも税収を上げると。松島はいっぱいあるじゃないですか。皆さんに来ていただく、御礼する。そういうことを含めながら、どのように町長、お考えになっているのか、答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは総括のときもお答えしている部分があるわけですがけれども、ちょっと私もびっくりしています。この前の例も、きょうの例も。そんな状況なんですかねと。それで、それを聞くにつけて、国で過熱していると言っているのもなるほどねというのがありまして、確かにその効果がある部分があるというか、それは思いました。

しからばじゃあ、うちもそこに入ってそのバトルに参加するかという点になると、ちょっと私としてはいまいちなところがありまして、全国の事例を調べてどのぐらいのことがうちとできるのかについて、もう1回おさらいしてみようというふうなつもりはあります。それで、そういった趣旨の答弁をさせていただきましたけれども、同じですね。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） みんなやっているからやれやと、そこまではね。でも、こういうことはやっぱり研究すべきなんだと思うんです、私。恐らく西日本はすごいと思うんです、これは。事例が恐らく、調べていないから何とも言えませんが、本当に西日本のほうではどんどんやって、相当、この4億7,500万円で全国7位ですから。この間言ったように1位は10億円です。本当にすごいです。

そういう中で、やはり松島も今回1,300万円。あの石巻が1億6,000万円です。やっぱりもう少し検討してなれば、私は10億円を目指せというんじゃないんですよ。少しでも財源を、そして松島のこれが、松島は今、松島ブランド。観光課長、この間ありましたけれども、松島ブランドを立ち上げようとしているんです、今。いろんな商品で。そういうものも、こういう中に特化しながら、こういう商品がありますよと。これも1つなんですよ。松島を持ってくる。いろんなことを研究しています。取り組んでいます。いつどこでこういうのをやるんですか。せっかくのこういう寄附金、善意の人にそういうものでお返しすると。そういうことがやっぱり大切なんですよ。行政的には、「国から自粛しなさい」と。それで何もやらなかったら、どんどん、医者処方箋と同じです。糖尿病だからこれこれこれを減塩して、これは食べてはだめですよ、何々だめですよと。それを守っていたら死んでしまうんですよ。ですから私は言うんです。いや、これは極端な話ですよ。そういう思い、職員の皆さんも何人かはいると思うんですよ。そういうようなのをやるべきだと。それが、町長がそのように、

国からそのようなことがあるから、ほかのバトルに巻き込まれないようにと。これでは私はちょっと寂しいなど。やっぱり前向きに打っていくべきだと、このようにひとつ私は思うので、町長の考え方と違うと思うんですけれども、やはりこれは考えて検討していただきたい。前向きに取り組んでいただきたいと思いますけれども、再答弁。それで終わります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 糖尿病の話で、ちょっと足をすくうようなことで申しわけないですけれども、薬を飲まなければ死んでしまいますから。飲み過ぎもまずいでしょうけれども、飲まないで死んでしまいますので。そういうことと同じだと思うんですよね。確かにおっしゃるお気持ちはわかりますので、必要なことだというふうには思いますけれども、全体のバランスもありますので、全体の税収の中でほかの税収でどうなのかということもありますから、検討と言ってしまうと私の場合にはそれを次年度ぐらいにはやるというふうな話になりますので、ここでは検討ではなくて、まず勉強させていただきます。事例研究をさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、ほかの税収を考えると言われましたよね。そういうふうに。どういふものがあるのか、出していただきたいんですよ。町長は8年になるんです。こうなると、また施政方針のことを蒸し返すようなんですけれども、本当に皆さんじくじたる思いをしているんですよ、みんな。そういうことで、だからこういうふるさと納税みたいなそういうものがあるので、こういうものを真剣に取り組んで、幾らでも税収が上がるように検討してほしいと。私は、これは中には反対者がいると思いますけれども。いるんです。こんなものより地方交付税をもっともっと上げるように努力しろとか、制度的に改修すべきだべと。でも、現実にこれが制度化成っているわけです。これを使わない手はないということで私は言っているんで、いろんなことで税収を上げる方法は皆さん模索していると思います。しかし、実際的に上がってこない。皆、数字でしょう。全て数字なんですよ。こういうふうになると、今言い過ぎかもしれないですけれども、そういうことで、私はこういうものも1つとして、本当にぜひ検討していただきたいなと思って言っておるわけでございますので、答弁はいいですから。副町長が言いますか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町長が税収というのは、税も含めた、私たちはまず一例としてふるさと寄附金。これも色川議員はここの中と言いましたけれども、これは課長会議とかそういう

中でも話はしていますので、ただ過度なふるさと寄附金のありようというのはいろいろありましたが、議論はしました。その中で、いや、ちょっと一人一人に聞いたこともあります。課長さんに。これも、それ以外も。それで、皆さんどうですかということで、今のところは、ふるさと寄附金はやっぱり過度な、趣旨がちょっと違っているということもあるので、これは検討の前の事例とかそういうのを勉強するということでもあります。

あともう1点、大橋町長が8年間の中でいろいろ議論したのは、税金、要するに歳入であれば、あるものをつくる。ハード、ソフトでも税金だけではないと。補助金とかいろんな財源を模索してつくと。維持管理料と。あと、経費は経費で数字はぼんとは出ませんけれども、いろんなこまい面も議論して、話し合いをして、町民福祉に負担にならないような形で歳入歳出を見直して編成方針と、あとは施政方針の中でうたっているということなので、町長が言った別な例えば観光税とかそういうのを目に見えるということが目的、色川議員はそう言いたいとは思いますが、私たちはそういうものではなくてということでもありますので。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませぬか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第51号平成26年度松島町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第52号平成27年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませぬか。質疑なしでよろしいですか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませぬか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第52号平成27年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を、事務局長より朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（佐藤 進君） それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

平成27年第1回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

第2常任委員会。陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について。平成27年6月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。平成27年6月定例会。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより第122号」の発行に関する審査編集。平成27年6月定例会。

以上です。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成27年第1回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時19分 閉 会